

# 判例から学ぶ医療と法 — 第55回

## 「保存的治療が存在する場合の説明義務」

最高裁平成18年10月27日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所  
 弁護士 白戸 祐丞

### ◆事案の概要

患者Aは、Yが設置する本件病院の脳神経外科において、平成8年1月19日、左内頸動脈分岐部の動脈瘤が確認された。

本件病院脳神経外科のB医師は、同月26日、Aおよび妻Xに、脳血管撮影の所見を説明した上で、①脳動脈瘤は放置しても6割は破裂しないので治療しなくても生活を続けられるが、4割は今後20年の間に破裂するおそれがあること②治療する場合は開頭手術とコイル塞栓術の2通りの方法があること③開頭手術では95%が完治するが、5%は後遺症の残る可能性があること④コイル塞栓術では、後になってコイルが患部から出てきて脳梗塞を起こす可能性があることを説明した。また、治療を受けずに保存的に経過を見ること、開頭手術またはコイル塞栓術による治療を受けることのいずれを選ぶかは患者本人次第であり、治療を受けるとしても今すぐでなく何年か後でもよい旨を告げた。

上記説明を受け、Aは同年2月23日、B医師に開頭手術を希望する旨伝え、同月29日に開頭手術が実施されることとなった。ところが、同月27日の手術前のカンファレンスで、脳血管撮影の所見より開頭手術はかなり困難であるとして、まずコイル塞栓術を試し、うまくいかないときは開頭手術を実施する方針が決まった。

B医師と本件病院放射線科のC医師は同日のカンファレンス終了後、AおよびXに、Aの動脈瘤が開頭手術をするのが困難な場所に位置しており開頭手術は危険なので、コイル塞栓術を試してみようとの話がカンファレンスであったことを告げ、コイル塞栓術を勧めた。Aは、後になってコイルが出てきて脳梗塞を起こすおそれがあると以前聞かされたことについて尋ねたが、C医師は、うまくいかないときは無理をせず、直ちにコイルを回収して、

また新たに方法を考える旨答えた。説明は30～40分程度であった。B医師らは、Aらに、コイル塞栓術には術中を含め脳梗塞などの合併症の危険があり、合併症により死に至る頻度が2～3%とされていることについての説明も行った。同日夕方、Aらはコイル塞栓術を受けることを承諾した。

Aのコイル塞栓術中、動脈瘤内に挿入したコイルの一部が瘤外に逸脱し、Aは動脈瘤から逸脱したコイルによって生じた左中大脳動脈の血流障害に起因する脳梗塞により死亡した。

Xらは担当医師らの説明義務違反などを理由に、Yに対して不法行為に基づく損害賠償請求を行った。控訴審は、担当医師らは、動脈瘤の危険性、Aが採り得る選択肢の内容、各選択肢の利点と危険性などを説明しており、説明義務違反は認められないとして、Xらの請求を棄却した。

Xらの上告受理申し立てに対し、最高裁は以下のように判示して控訴審判決を一部破棄し、説明義務違反の有無に関して、下記ア～ウの点につき審理を尽くさせるため本件を原審に差し戻した。

### ◆判決の要旨

医師は患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾病の診断（病名と病状）、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などについて説明すべき義務があり、また、医療水準として確立した療法（術式）が複数存在する場合には、患者がそのいずれを選択するかにつき熟慮の上判断することができるような仕方、それぞれの療法（術式）の違いや利害得失を分かりやすく説明することが求められていると解される（最高裁平成13年11月27日判決参照）。

医師が患者に予防的な療法（術式）を実施する

に当たって、医療水準として確立した療法(術式)が複数存在する場合には、その中のある療法(術式)を受けるという選択肢とともに、いずれの療法(術式)も受けずに保存的に経過を見るという選択肢も存在し、そのいずれを選択するかは、患者自身の生き方や生活の質にもかかわるものでもあるし、また、上記選択をするための時間的な余裕もあることから、患者がいずれの選択肢を選択するかにつき熟慮の上判断することができるように、医師は各療法(術式)の違いや経過観察も含めた各選択肢の利害得失について分かりやすく説明することが求められているというべきである。

ア 担当医師らは、コイル塞栓術では、身体に加わる侵襲が少なく、開頭手術のように治療中に神経を損傷する可能性も少ないが、動脈の塞栓が生じて脳梗塞を発生させる場合があるほか、動脈瘤が破裂した場合には救命が困難であるという問題もあり、このような場合にはいずれにせよ開頭手術が必要になるという知見を有していたことがうかがわれ、同医師らは、Aに対して、少なくとも上記各知見について分かりやすく説明する義務があった。

イ 本件病院の担当医師らは、Aが開頭手術の危険性と、コイル塞栓術の危険性を比較検討できるように、Aに対して、カンファレンスで判明した開頭手術に伴う問題点について具体的に説明する義務があった。

ウ 担当医師らは、Aに対し、上記アおよびイの説明をした上で、開頭手術とコイル塞栓術のいずれを選択するのか、いずれの手術も受けずに保存的に経過を見ることとするのかを熟慮する機会を、あらためて与える必要があった。

#### ◆この判例をどう理解するか

##### (1) 予防的療法における説明義務

今日においては、患者の自己決定権の実質的保障という観点から説明義務を捉えるのが通説的見解である。療法の選択に関する先例としては、本判決でも引用されている最高裁平成13年11月27日判決(本連載第2回「説明義務」参照)があり、手術が患者自身の生き方や、人生の根幹に係る生活の質にもかかわるものである場合には、選択可能な療法・術式を説明する義務が拡張されうることを示している。

自己決定権保障の観点に立てば、患者は医師から提示された療法を同意するだけでなく拒否する

権利も認められるから、同療法を受けない場合の利害得失についての説明がなされるべきことは当然である。このような原理に加えて、未破裂動脈瘤はひとたび破裂すると重大な結果を生じる可能性が高く、動脈瘤の大きさ・部位・患者の年齢や状態などにより破裂の危険性は異なり、本件で問題とされた予防的療法にも一定程度の危険が存在するため、保存的経過観察を保障するための説明義務が強く要請される。本判決は、開頭手術、コイル塞栓術という医療水準になかった二つの予防的療法の利害得失のみならず、いずれの療法も受けずに保存的に経過を見るという選択肢を保障するための説明義務を認めた点に重要な意義がある。

本判決が上記アおよびイ部分で判示するような説明を必要とする理由は、開頭手術が困難であると分かったとしても、コイル塞栓術においても緊急時には開頭手術が必要となる以上、直ちにコイル塞栓術の選択という結論に至るものではなく、保存的経過観察の選択が十分に考えられ、その選択を保障するためには両療法の選択における真の危険の説明が必要だからである。予防的な療法を実施する場合の医師の説明義務について、相当に高い水準を求める姿勢を示した判決と言える。

##### (2) 説明の態様

本判決は医師に対し、説明の態様として「分かりやすく説明する」とことと、患者の選択につき「熟慮する機会」をあらためて与えることを求めている。患者の自己決定権保障の観点から、説明義務の重要な一要素として、情報そのものの量・範囲、あるいは正確性という観点だけでなく、説明の態様への配慮や、患者が説明を受けて治療方法を熟慮する機会の必要性を明言している点に、本判決の二つ目の重要な意義を見いだすことができる。

#### ◆この判例からどう学ぶか

- ① 予防的な療法を実施するに当たっては、複数存在する療法を受けるという選択肢とともに、いずれの療法も受けずに保存的に経過を見るという選択肢も存在する。
- ② 各療法に伴う危険の内容については、保存的治療の選択も含めて患者が比較検討できるように具体的に説明することが求められている。
- ③ 自己決定権の実質的保障という観点から、説明義務の重要な一要素として、患者への分かりやすさといった説明態様に加え、治療方法を「熟慮する機会」を与える必要がある。